

消費者機構日本ニュースレター

124号

1. 適格消費者団体の認定更新報告

当機構は、消費者団体訴訟制度（差止請求）を活用できる適格消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受け活動しております。適格消費者団体の認定有効期間は3年であり、3年ごとに更新手続きが必要とされています。本年8月22日までが当機構の認定有効期間でしたので、更新の申請をしておりまして、8月3日付で認定有効期間の更新の通知を消費者庁より受領いたしましたので、ご報告申し上げます。これにより、2019年（平成31年）8月22日までの認定有効期間となりました。

これは、この間の当機構の活動が、適格消費者団体と認めるにふさわしいと判断されたものであり、活動に参加いただいている皆様、またご寄付をはじめ様々な方法でご支援いただいている皆様のおかげです。あらためて、深く感謝申し上げます。

今後も差止請求関係業務に着実にとりくむとともに、集団的消費者被害回復制度（消費者裁判手続特例法）を活用できる特定適格消費者団体としても認定を受けられるよう、準備をすすめてまいります。

2. 消費者志向経営セミナー開催報告

～第22回消費者志向経営セミナー 「景品表示法（課徴金）セミナー」の開催報告～

当機構では、7月13日（水）午後に「景品表示法（課徴金）セミナー」と題した第22回消費者志向経営セミナーを開催いたしました。

今回は、消費者庁から講師を招き、景品表示法の違反事例と2016年4月より始まった課徴金制度の学習を行うとともに、消費者機構日本の理事で弁護士でもある宮城 朗先生より、景品表示法に関わる差止とその事例について学びました。

1. テーマ 景品表示法（課徴金）セミナー
～景品表示法の課徴金制度、違反事例、差止事例を学ぶ～
2. 日時 2016年7月13日（水）13時30分～16時00分（受付 13時～）
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
4. 参加費 お一人様 7,000円
5. 対象者 企業・団体の商品開発・広告宣伝・法務・コンプライアンス部門の担当者
6. 参加者 22名
7. タイムスケジュール

時間	内容
13:00～13:30	受付開始
13:30～13:35	司会・主催挨拶、資料確認

13 : 35～14 : 50	講義① 景品表示法の違反事例および課徴金制度 講師：消費者庁 表示対策課 課長補佐（企画担当）原山 康彦氏 ○景品表示法の概要 ○最近の違反事例 ○課徴金制度に関する解説
14 : 50～15 : 00	休憩
15 : 00～16 : 00	講義② 適格消費者団体による景品表示法の差止事例 講師：弁護士 宮城 朗氏 COJ 理事 ○適格消費者団体の差止とは ○適格消費者団体から景品表示法に基づく申入れ事例紹介

8. 講義内容

最初の景品表示法の違反事例および課徴金制度の講義では、原山氏より、景品表示法の基本的な考え方、法律の改正と歴史的経緯及び課徴金制度との関連について説明がありました。

その後、課徴金制度導入についての概要、課徴金が科せられる対象行為、課徴金の算定基準、対象期間、課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額、返金措置の実施による課徴金額の減額、課徴金制度に関係する法令等の全体像等の説明がありました。

また、最後に平成 27 年度の景品表示法違反事例の紹介があり、この中で消費者庁設立後の措置命令件数の推移が示され、平成 27 年度は見かけ上の件数はそれまでより減少しているように見えるが、以前は空気清浄器や LED ランプといった同じような事例で多くの事業者に措置命令を出していたことにより件数が多かっただけであり、決して措置命令を行っている件数自体が減少しているわけではないといったお話がありました。

参加者からは、平成 27 年度の事例ではどの程度課徴金の対象となる事例があるのか、あるいは和解しても課徴金が科せられるケースがあるのか、といった質問が出されました。

続いての適格消費者団体による景品表示法の差止事例の講義では、宮城弁護士より 2016 年 10 月から始まる消費者団体訴訟制度（被害回復）の概要説明と、従来の差止請求訴訟制度との違いについて説明が行われた後、具体的に適格消費者団体がこれまで実施してきた景品表示法に基づく差止事例の細かな紹介がされました。

最後に、参加者の方々に対して日頃のコンプライアンス体制を強化いただき、不当な表示広告が出ないようにしていただきたいこと、万一不当表示をしてしまった場合には早い段階で対応いただくことの重要性のお話がありました。

参加者からは、これまでの差止請求事例のうちどの程度が消費者団体訴訟制度（被害回復）の対象となり得るのか、消費者団体訴訟制度（被害回復）では対象外となっている損害について、消費者団体による訴訟とは別に個別の訴訟が起こされることはあるのか、といった質問が出され、事業者サイドの関心の高さがうかがわれました。

今回のセミナー参加者からは、「事例を示しながらの説明でわかり易かった」「注意すべき点が理解できた」「違反の事例が示されていてわかり易かった」などの感想をいただきました。

3. 日本 NPO センターに加入しました

～認定特定非営利活動法人 日本 NPO センターへの加入～

当機構は、本年 7 月より上記日本 NPO センターへ加入し、団体正会員になりました。

日本 NPO センターは、「新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、分野や地域を越えた民間非営利組織（NPO）の活動基盤の強化と、それらと企業および政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を図ることを目的とする。」団体であり、民間非営利活動を推進するためのコンサルテーションなどを行っています。

当機構では、2014年12月に「組織基盤強化プロジェクト」答申をとりまとめており、その答申において、インターネットで寄附金を募る仕組みを利用することや助成金申請をすすめること、法人運営にあたってアドバイス等を受けることを提起しました。同センターへの加入は、答申で提起した活動を推進していくための情報収集などに役立ち、消費者団体以外の NPO 法人との情報交換や連携につながるものと考えています。

今後は、同センターの研究員の方に講演を依頼したり、同センターが運営する NPO 法人データベース（NPO ヒロバ）に COJ の活動内容をより多く紹介する作業などから始めていきます。

4. 東京都消費者月間に参加します

～東京都消費者月間実行委員会加入と消費者月間の参加について～

本年 11 月より、東京都と協定を結び、東京都内の消費者団体が集って毎年 10 月に実施されている「消費者月間（くらしフェスタ東京）」に、当機構も参加団体として登録します。前記「組織基盤強化プロジェクト」において、一般消費者の個人会員を募っていく活動も提起していることから、消費者月間の実行委員会への団体登録を行い、一般消費者との接点を増やしていきます。実行委員会に加入することで、くらしフェスタ東京でミニセミナーやブースなどが実施しやすくなり、都内の消費者団体との交流や連携などを進められます。

実行委員会への参画は実質的には来年度になりますが、本年 10 月のくらしフェスタ東京（交流フェスタ）では、東京消費者団体連絡センターの枠をご提供いただき、ミニセミナーを実施します。

10月7日 14:00 から、8日は 12:30 から 30 分の枠で、新宿駅西口広場イベントコーナーにて、ミニセミナーを実施しますので、お近くの方はぜひお立ち寄りください。ミニセミナーのテーマは、「知っていると役立つ！新しい集団被害回復訴訟制度」です。10月から施行になる集団的消費者被害回復訴訟制度の概略を一般消費者向けにわかりやすくお伝えします。

5. 事務局夏期休暇のお知らせ

消費者機構日本事務局の所在地である主婦会館プラザエフが、8月14日（日）から8月16日（火）まで、休館となりますので、消費者機構日本事務局も、下記の間を夏期休暇とさせていただきます。ご了承ください。

夏期休暇期間 8月13日（土）～8月16日（火）

6. 全国の適格消費者団体のホームページ公表情報（7月1日～7月31日分）

○各適格消費者団体（14団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名	公表情報(7月1日～7月31日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p>	<p>■7月6日：【続き】榊北日本システムとの協議経過を公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=351</p> <p>■7月6日：一般社団法人北海道住生活保全協会との申入れ経過について公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=357</p> <p>■7月6日：価値開発株式会社への申入れ経過について公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=358</p> <p>■7月6日：老人福祉施設運営会社(株)笑門福来との申入れ経過について公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=359</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>■7月13日：株式会社NTTドコモに消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行ないました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/160713_01.html</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■7月26日：株式会社メディアハーツに対して再申入書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2167.html</p> <p>■7月26日：阪急電鉄株式会社歌劇事業部に対して申入れ終了通知書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/2170.html</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■7月6日：Windows10への無料アップグレードの進め方が、消費者の選択の権利を強引に奪うものとして、日本マイクロソフト(株)へ、「要請書」を送付していましたが、回答書が届きました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000621</p> <p>■7月25日：結婚相手紹介サービスを運営する(株)A I Z E Nに対して、契約書の中途解約条項について「お問い合わせ(その5)」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000623</p>

<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■7月4日：株式会社ビケンコ、株式会社 JBS コスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社から、「ご連絡」が届きました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/160704_bikenko.et.pdf</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■7月11日：有限会社ギブアンドギブに申入れを行いました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/661 ■7月11日：永代ハウス株式会社に再度申入れを行いました http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/667 ■7月21日：アプライド(株)差止請求訴訟第5回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/671</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>■7月7日：株式会社マイホーム情報不動産より、入居誓約書が届きました。 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html</p>



適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077